

美祢社会復帰促進センター女子収容棟増設に伴う運営業務の 委託に関する検討会議について

1 日 時

平成 21 年 8 月 11 日（火） 14：00～17：00

2 場 所

美祢社会復帰促進センター大会議室

3 委 員

山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科教授

八木澤壯一 東京電機大学名誉教授

西村 亘 山口県副知事

藤本 哲也 中央大学法学部教授（欠席）

4 概 要

(1) 会議開催の経緯

平成 21 年度一般会計補正予算（第 1 号）において、美祢社会復帰促進センターの女子受刑者 300 名を収容する収容棟等の整備に係る予算が措置されたところ、増設区域の維持管理・運営業務については、現在の P F I 事業の対象業務として一体として実施することが、経済性の確保等の観点から合理的であると考えられる。

このためには、平成 22 年度予算概算要求において、国庫債務負担行為限度額の追加要求をする必要があり、民間事業者の選定について、競争性を担保しつつ、透明性を確保することを求める民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）の趣旨を踏まえ、美祢社会復帰促進センター整備・運営事業事業者選定委員会の委員等により構成される会議を開催して検討を行うこととしたものである。

(2) 主な論点

美祢社会復帰促進センター女子収容棟の増設に伴って増加する維持管理・運営業務について、美祢社会復帰促進センター整備・運営事業の対象業務として追加し、社会復帰サポート美祢株式会社に委託するとする契約変更の妥当性

(3) 検討結果

美祢社会復帰促進センター及び増設予定地を視察した後に、P F I 事業契約を変更することの妥当性について意見交換した主な結果は、次のとおりである。

- 本件についてみるに、追加する維持管理・運営業務を別の事業者へ委託した場合には、業務責任者を置くことに要する費用、共用する設備の設置及び管理に要する費用など、既存の業務に共通する経費が新たに必要となるため、国にとっては不利であるといえる。

- また、女子収容棟の増設後、矯正処遇の内容の進展に従い一般社会に近い生活形態に移行させる段階的処遇を施設全体として実施するためには、現在改善指導、職業訓練その他の矯正処遇プログラム等を実施している社会復帰サポート美祢株式会社に、新たな矯正処遇プログラム等の実施を委託することが合理的である。
- 以上のことから、本増設に伴い発生する維持管理・運営業務については、美祢社会復帰促進センター整備・運営事業の対象業務として追加することとし、社会復帰サポート美祢株式会社と契約を変更することは妥当な方策と考えられる。

※ 法務省として、今後引き続き、会計法令上の問題点等について、検討をしていく予定である。